

第 1 回議会基本条例制定検討会議

1 日 時 平成 2 9 年 6 月 2 7 日 (火) 午後 2 時 3 0 分開会
午後 3 時 3 4 分閉会

2 場 所 議事堂大会議室

3 出席者 委員長 渡辺守人
委員 鹿熊正一、上田英俊、宮本光明
武田慎一、藤井裕久
菅沢裕明、澤谷 清
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正
笠井和広、海老克昌

4 協議事項

- (1) 議会基本条例に関する論点整理
- (2) その他

5 協議の経過概要

渡辺委員長 御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから第 1 回議会基本条例制定検討会議を開会させていただきます。

皆様方には、大変お忙しいところお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

なお、これまで各会派におかれましては、2月6日の各会派代表者会議以降、議会基本条例について真摯に検討を重ねてこられてきたことに対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

今後、検討会議の委員各位の御協力を得ながら、議会基本条例の制定及び議会改革の推進に関する協議を進めてまいりますので、ど

うかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、きょうの第1回の協議事項は、議会基本条例に関する論点の整理でございます。これにつきましても御協議をお願いしたいと思えます。

この論点整理につきましては、これまで各会派において御検討されたものを基本としております。

まず、配付資料について事務局から説明をさせます。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、配付資料につきまして御説明を申し上げたいと思えます。

以下、着座にて御説明させていただくことをお許しいただきたいと思えます。

お手元に次第、そして会議委員の名簿がございます。それから、議会基本条例制定検討会議の設置要綱ということで、議長の決裁が済んだものがお手元に置いてあります。それから、第1回会議の配席表でございます。

資料1でございますが、議会基本条例制定スケジュール（案）ということでございまして、これは、先般6月15日の各会派代表者会議におきまして、副議長のほうから提案という形で御了承いただいたということで、毎月1回程度進めていくということ、それから、「パブリックコメント等県民参加ができるような機会を検討」と備考欄に記載させていただきまして、平成29年度中をめどに制定するというようにしております。

資料2でございます。議会基本条例に関する論点整理という全部で7ページほどの表がございます。

これまで各会派の皆様方には、勉強会を通じて、それぞれの論点の整理なり、いろいろと御議論を深めていただいたと伺っております。

この資料2から、各会派のほうで御議論いただいたものをお聞きしまとめたものでございまして、この論点の書き方がおかしいとか、

あるいはこの論点が漏れているんじゃないかとか、それから、この資料2の左側の項目というのは、いわゆる議会基本条例での構成、チャプターのようなものなんですが、この該当する項目にこういう論点を書いてあるのはおかしい、位置づけがおかしいんじゃないかとか、そもそもこれから御説明する論点の中身自身が必要ないんじゃないかとか、もっと深く検討する必要があるんじゃないかとか、そういったことをこれから御議論いただくために、各会派から御検討いただいた論点を聞き取ったものを表にしたものでございますので、こちらのほうで、漏れとか全く行き違いがあったというものも含めまして御議論していただければと思っております。

資料2の項目の中で、まず前文でございます。

現在、31道府県が議会基本条例を制定しているわけですが、議会基本条例で前文を持っているところがございまして、例えば、この前文で最高規範性を位置づけて、条例の制定の由来だとか目的、制定者の意思、決意を規定しているという基本的な考え方に基きまして、例えば論点としては、富山県議会が目指すもの、最も訴えたいものは何なのか、富山らしさの導入をもう少し前文で書くべきではないかという論点をお聞きしているところでございます。

一番右側の「盛り込むべきキーワード」というのは、今後、御議論を進めていく上で、例えば条例上のキーワードになり得るだろうと思われるものを参考までに掲げているものでございます。

次に、1番の総則でございます。

総則では、条例の目的で、県民の負託に応え、県民福祉の向上に寄与することを規定すること、会派の重要性を示し、会派、議員活動の活発化を規定するという考え方に基きまして、論点としまして、議会の責務を再確認し、他県の議会基本条例であらわれているような二元代表制の確立を初めとした理念等について盛り込むべきではないかということ。

それから、会派の位置づけ、やはり会派活動が重要であるという

ことで、その定義、機能、役割などについて規定すべきではないかという論点の整理が各会派でされているようでございます。

2番目の項目でございます。議会の役割、運営、組織に関する事項で、この2番のチャプターの中に、小さい丸で4つの小さい項目を細分化させていただいております。

議会の役割、運営原則、十分な審議日程の確保について規定と、不断の議会改革に取り組むことをここで規定するという考え方に基づきまして、議会の役割、運営原則等について盛り込むべきではないか、県政の課題に対し、国等への提言を行うことを規定すべきではないかというような大きな論点を会派から伺っております。

小さな でございますが、質疑の発言の機会の保障、質疑の意義ということで、これまで質疑の発言のルールには、委員会条例、会議規則、そういったさまざまな先例、申し合わせがあるんですが、こういったものの整合性を図るという考え方に基づきまして、定例会の回数・会期のあり方、本会議、予算特別委員会、決算特別委員会の質疑のあり方に関する規定を置き、少数会派へも配慮していくべきではないかという御議論の論点がございます。

に緊急事態への対応ということで、議会としての危機管理対応を規定するという考え方に基づきまして、県民の生命、財産を脅かす自然災害、大事故、病気の蔓延など緊急事態での議会の対応、活動、業務活動計画を策定すべきではないかという論点も伺っております。

それから、 でございます。議員定数・選挙区でございますが、人口が非常に減少していく時代の中におきまして、自然条件、社会条件を考慮した制度を考えていくということに基づきまして、本県の自然条件、社会条件等に配慮した定数とか選挙区の制度にすべきではないかと、それから、議会事務局のところでございます。 でございますが、議会事務局を充実、強化すべきではないかという論点を伺っております。

1枚おめくりいただきまして、3番目の議員の責務・役割というチャプターの中で、2つの細分化されたものがございます。

議会を構成する個々の議員が担っている責務、役割を規定するという一方で、議員の責務・活動原則におきまして、県政全般の課題とこれに対する県民の意思の把握、県政への反映を規定し、地域的な課題、地元利益だけでなく、議会活動のあり方を示すという考え方にに基づきまして、地方自治法上なんですけれども、議会としての位置づけは十分書いてあるんですが、議員の位置づけとか責務に係る一般的な規定がないために、個々の議員が担っている責務、役割を明記し、県民に示すべきではないかという論点があります。

これは、先ほどの会派のところでも同じような論点が出てきております。

の政治倫理でございます。政治倫理の向上に努めるという考え方にに基づきまして、議員に求められる政治倫理の確立に関する規定を置きまして、政務活動費、資産公開及び議員報酬などの既存条例・規則との整合性を図るべきではないかという論点がございます。

次の4番の開かれた議会を実現する事項ということで、細分化されたもので、7つの項目を掲げております。

の正副議長の責務ということで、議会活動の透明化を図るという大きな考え方にに基づきまして、議長、副議長の選挙に関しまして、所信表明を行ってはどうかということでの立候補制、それから、議長、副議長の責務に関する規定を明確にし、機能的な議会招集をしていくべきではないかという論点を示されております。

の会議の公開でございますが、地方自治法上は本会議が公開の原則とされておりますが、その他の会議は当然適用されていない。そこで、会議の公開という考え方をもとに、会議規則で定めました全協とか各会派代表者会議などについては原則公開とすべきとか、という論点があります。しかし現在は非公開なんですが、必要と認める場合には非公開とするという、これまでの考え方の逆のような考

え方を検討すべきではないかと。

それから、インターネットによる中継を充実すべきではないかということで、本県は非常に全国的にも先進的にインターネットによる中継は充実しておりますが、常任委員会まで踏み込んでやったらどうかという御議論の論点がございました。

それから、非公開の場合の記録の公開とか情報開示の方法を明記すべきではないかという御議論の論点がございました。

それから、 の傍聴者への会議資料の公開でございますが、私ども、議案書の閲覧とか公開について、これまでも各会派代表者会議でお決めになられた指示事項に基づきまして、SNSを活用したり1階のロビーに閲覧コーナーを設けたりしておるわけでございますが、より充実するということでの閲覧とか公開の方策を規定すべきではないかという論点がございます。

それから、 の議会活動の報告でございます。多様な議会活動の報告について規定するということでございますが、非常にたくさんお聞きしたのが、議会報告会を実施したらどうかという御議論、それから、行政視察をした場合に、その報告会を実施すべきではないかという論点がございました。

1枚おめくりいただきまして、小項目の でございます。ハンディキャップを持った傍聴者への配慮ということで、障害者、高齢者、妊婦の方々に対する配慮ということで、こういった傍聴者に対する設備、配慮規定を置くべきではないかと。

それから、 の議会広報の充実ということで、県民との情報共有を図られるようにするという考え方にに基づきまして、インターネット、SNS、議会広報誌、特に質疑を掲載したような広報誌の活用、充実を図るべきではないかという御議論の論点が各会派の中でなされているようでございます。

の附帯決議の充実ということで、議会の意思として、執行機関への議論の過程の中で出てきた内容を示すという考え方にに基づきま

して、議案、予算案等に対する意見を各会派で調整の上で、議会の意思を表明するものとして、附帯決議を充実させるべきではないかという御議論の論点がございます。

5番目の行政のチェックを強化する事項でございます。ここの中の細分化されたものは全部で10点ございます。

この議会の監視機能の充実強化というところが一番の大きなところでございまして、の不断の議会改革に取り組む基本的な考え方というところに関しましては、議会改革の推進体制は条例の運用方法として検討するということで、議会改革を推進する会議を設置すべきではないかと。議会行動計画を策定すべきではないかということで、実はこれをこの項目に入れるのがいいのか、ちょっと皆様方、各自で御議論いただくところなんです、ここでも入れてほしいという会派の論点の中の希望がございましたので、ここにも記載させていただいております。

の専門的知見の活用ということで、地方自治法の100条の2に基づきまして、専門的知見の活用を条例上規定してはどうかと。専門的知見の活用の制度を明確にすることによって、より行政のほうに対するチェック機能なりが高まるのではないかという論点でございます。

の議決事件の追加でございます。地方自治法第96条の2項に基づきまして、議決権の追加を条例上の規定に設けてはどうかという御議論の中で、総合計画とか行政改革など県政の基本的な方向を定める計画の改廃や変更について議決事件として追加できるようにすべきではないかと。

あるいは、県立高校再編計画について、議決事件として追加できるようにすべきではないかと。

その他、高額・重大な県有財産の取得処分など議決事件として追加できるようにすべきではないかという論点がございました。

1枚おめくりいただきまして、4ページ、小項目の でございま

す。

知事等との関係の基本原則でございますが、議会の権能を高め、知事等の役割を尊重しながら、緊張ある関係を保ち、県政の発展に資するということで、論点といたしまして、議会は、県民の多様な利益や意見を代表し、政策上の論点を提起して世論形成することができ、民主的な意思決定ができることを明記すべきではないかと。

の知事等による説明のところにつきましては、必要に応じまして、重要な施策等について知事等から説明を求めるということで、これを具体的に地方自治法上は、知事等に資料の提出を求めることができる規定につきましては、98条の1項の検閲検査権あるいは100条等に基づく調査権、予算、重要政策等の審議・調査に係る一般的な資料提供とか説明要求に関する規定というのは、その部分がないということで、補完する立場から置くべきではないかという論点の整理がございました。

それから、 の実地検査権に踏み込んだ検査権の創設ということで、知事等の事務の執行の監視機能、評価機能の強化を図るという観点から、必要に応じて検査をするために監視機能、評価機能、特に評価機能の規定を置くべきではないかということの論点がございました。

の反問権でございます。答弁に必要な範囲内で知事等に反問する権利を付与し、さらなる議論の活性化を図るということでございまして、事前通告をとっております本会議、委員会におきまして、反問権を付与することが適当か、答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる規定を、これは知事側、執行側ですけれども、置くべきではないかという論点がございました。

それから、 でございますが、知事等に対する文書質問ということでございまして、透明化を図るということで、質問趣意書と、国会のようなものを創設すべきではないかという論点がございました。

が、一方で、その論点を御議論されている会派の中では、いたずらに事務が増えないのかとか、とにかく出すことがいいんだというような風潮にならないようにしなきゃいけないんじゃないかというお話もございました。

の討論の積極的な活用でございますが、条例の制定や議案の修正時の積極的な討論のあり方について検討するということございまして、賛否についての討論時間を充実させるために、討論後、修正するシステム、つまり、議員討論によってもう一度考え直すようなシステムを構築してはどうかという論点がございました。

の決特の充実でございます。決算審査が非常に形式的になっているということございまして、予算特別委員会のように総括質疑みたいなもので、知事にも出席をしていただいて総括質疑をしたらどうかという論点の提起がございました。

1枚めくっていただきまして、5ページでございます。

大項目で言いますと、審議を深める事項ということで、合議機関である議会の審議の充実を図るということで、小項目で言いますと7つの項目がございます。

委員会の議案提出権の活用ということでございまして、地方自治法に基づいて、委員会による議案提出について、できることになっております。

委員会で議案提出ができるということを条例で決めておけば、手続等を決めておけば、特別委員会も含めまして、非常に積極的な活用が図れるんじゃないかということで、検討すべきではないかという御議論の論点がございました。

2番目の発言のあり方でございますが、年間や1日当たりの質問質疑の回数のあり方や答弁方式との整合、関連質問を可とすることや、再質問回数の制限の緩和を図るべきではないかという論点の御提起がございました。

の議員相互の討議でございますが、これは既に本県でも政策討

論委員会、全国に先駆けてやっておるわけですが、議員間の自由討議ということで、常任委員会等におきましても、基本的な運営のあり方を規定すべきではないかという御議論の論点がございました。

の委員会における資料要求ということで、常任委員会、特別委員会における執行側への資料提出要求のあり方について、十分機能しているのかどうか、足りないものは何かということを考えて、事前にこういうものが欲しいんだということで請求できるようにすべきではないかという論点でございます。

の参考人制度、公聴会の積極的な活用ということで、自治法に基づきまして、それぞれの公聴会、あるいは本県の会議規則もございしますが、参考人制度の活用を図るべきではないかという御議論の論点がございました。

の請願者、陳情者からの意見聴取ということで、付託された委員会における公聴会制度の活用、請願者、陳情者からの意見陳述、それぞれ委員会で付託されて御審議をされているわけですが、請願者、陳情者からの意見陳述を認めるシステムを設けてはどうかということでございます。

これは会議規則でもできておるわけですが、改めて、活性化を図るためにということでの論点と伺っております。

それから、議会の開始、終了時間でございます。実は、本会議につきましては現行10時から17時と決められておりまして、昔の蒸気機関車の時代のころの時間だと、こういうふうに御指摘を強く受けまして、開始時間を9時からできないかと、そうすると質問の回数も増えるぞという御指摘の論点をぜひ委員の方々に提供してくれという会派からの、一部の議員の方から御要望がございました。

次、おめぐりいただきまして、6ページでございます。政策提案型議会になる事項でございます。

小項目で言いますと4つございまして、知事等、国等への政策提

言ということで、先ほど議会運営の基本的な項でも申し上げましたが、県政の課題について、国等への要請活動を議会の役割としてしっかり明記すると。そのためにも、議会の政策立案能力の向上を図るという論点をしっかり押さえるべきではないかと。

それから、議員研修でございます。実は、この議会基本条例も含めまして、4月には各会派の御協力をいただきまして研修会を実施しておるわけでございますが、改めて議員研修制度を創設すべきではないかという論点でございます。

の交流・連携の促進ということで、広域行政の中で、議会としての広域的な政策の取り組み、他県議会とか、あるいは県内の市町村の議会との共通課題に対する調査研究について実施してはどうかということで、こういうものを条例上盛り込んでどうかということでございます。

それから、議会図書室の充実ということで、議会図書室というのは自治法に定まっているんですが、他の地方公共団体の議会図書室との連携とか県民の利用促進を図るべきではないかという論点の御提起がございました。

8番でございます。住民参加に関する事項でございます。県民に対する説明責任ということで、議会意思の決定結果とか、形成過程を説明する方法についても盛り込むべきではないか、公正が確保される公開のあり方について規定すべきではないかという論点でございます。

それから、県民参加につきましては、議会モニター制度の創設とか、県民が参加する審議会等の附属機関の設置、委員会への住民参加と発言権の付与、パブリックヒアリングのあり方を盛り込むべきではないかという論点の御提起がございました。

でございますが、主権者教育の推進ということで、昨年度から議員各位の先生方には非常に御協力をいただきまして、主権者教育を二元代表制の議会として実施させていただいておりまして、非常

に好評を得ております。

その中で、若年層を初め、幅広く主権者としての意識の醸成を図り、議会制民主主義を議会の側から推進する規定を置くべきではないかという論点の御提起がございました。

最後でございます。

補足でございますが、議会基本条例が最高規範性を有するものですので、改めて私どもの、いつも手元にお配りしておりますこの県議会の提要とか、あるいは先例、申し合わせ等の整合を図っていく必要があるということ。

それから、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直していくという規定を設けるべきではないかという論点の御提起がございました。

以上で御説明は終了いたしますけれども、何分この項目、ここの項目でこういう論点がいいのかとか、この論点の表現はおかしいんじゃないかとか、各会派からこれまでの勉強されたものについて聞き取って書き込んだものでございますので、そのあたりは御容赦をいただいて、今後の御議論も踏まえまして、随時修正をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

渡辺委員長 ありがとうございます。

本日の議論は、今ほど事務局のほうから説明がございましたように、これらの9つの項目等につきまして論点整理をしていきたいなと思っております。

論点漏れはないか、論点の構成はどうか、位置づけはどうか、また論点に関する見解はどうか、また、議会改革に関連するもので、条例上位置づけが必要なものはあるのかないのかなど、幅広くきょうは御議論、御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですので、御発言をお願いいたします。

澤谷委員 確認なんですけど、私、初めての基本条例の説明会には欠席していたもので、録画を撮っておいて後日確認していたんです。

山辺議員さんから最後に質疑応答がございまして、富山県議会としては、県知事は富山県議会の自民党県議団で推薦して当選させておると。この二元代表制の制度がそぐわないのではないかという質疑があったというふうに思っておるんで、それはそれで考え方としてはいいんじゃないかと思ってるんですが、基本的には、議会と当局は二元代表制の中で政策を闘わせ、そしてまた、県民の福祉に資する議会運営をしていくのが私は基本的な問題だと思っております。

それは御記憶にございましたか？ なかったですか、そういう発言があったということ。

渡辺委員長 発言は私も聞いておりましたので。

澤谷委員 根本的に二元代表制が富山県にはなじまないという御意見もあったというふうに感じて、どういうふうな考えをすればいいのかなと思って。

自民党さんが最大会派なものですから、何を言っても、自民党さんの意向が動かないとなかなか県も動かないので。

渡辺委員長 そしたら、自民党会派。

鹿熊委員 個人としての発言であろう。

渡辺委員長 ええ。

鹿熊委員 というふうに理解しています。

澤谷委員 わかりました。皆さん、確認しておられるということで。

いいです。私、これで、確認のために聞いたので。

渡辺委員長 ほかに何かございますか。

何でも結構ですので。

鹿熊委員 1点、ちょっとどうなのかなという点ではありますが、そもそも議会基本条例は、まさに議会の運営から議員とか議会とかの基本的なあり方について決める、基本的なことを決める条例であると

いうふうに理解しております。

で、最高規範ということについて、非常に何か私、違和感を感じるんです。議会に関するさまざまな決め事の最高規範は、やはり憲法なんだと思うんですね。それに基づき次は地方自治法、そのもとに条例があり、今回もそのもとでの条例だと思っております。

何も最高規範ということとか、最高規範性ということ強調することはなくて、文字どおり、議会のことに関する基本事項を定めるんだというふうにしてあげばいい、してあげばいいというか、そうすべきじゃないかなと。最高規範はやっぱり憲法なんだと、地方自治法なんだ、議会に関する。最初のところなものだから、とても違和感を感じたなど。

議会基本条例の必要性ということじゃなくて。物事の言葉の意味として。

杉本委員 今、論点整理の表を見せてもらったんですが、まとめ方が非常に難しいような気がすんがいちゃね。賛成できるがもあるし、個人的に意見が合わないのもあるし、どういうぐあいにこれ、まとめていくがかね。

多数決で決めていくがか、それとも、意見が分かれる場合もたくさんあると思うんですが、そのまとめ方というのは、どういうまとめ方をすんがかね。

渡辺委員長 きょうは本当にざっくばらんに、いろいろな意見をぜひ言っていたきたい。

この件はこのように思うということ、やはり杉本委員の意見を言っていたきたいなと思っております。

それで、それに対してどうなのかと。皆さんの御意見も聞いて判断をしていきたいなと。そのように思っています。

澤谷委員 鹿熊委員からおっしゃったんですけど、私も滑川市で議会基本条例を制定する過程もみんな聞いていたんですが、私はそのときは議席がなかったんですが、まず最初の取っかかりがやっぱり議

会の最高規範だと。これは私は最初からよくないなと思っておったので、淡々と議会としてあるべき姿を示す、そういう基本的な条例制定でいいのではなかろうかなと。

それから、だんびら振りかざして、これがこれ以上もなければこれ以下もないということの、そういうことでもう、平易でわかりやすいような形で、決められることはきっちりと決めて、皆さんでこれに沿って議会運営をしていきましょうというような、そういうやり方の表現で進めていただければ皆さんも入りやすいんじゃないかなと思うんですね。

もちろん、富山県議会としての特異性も考えながら進めていっていただきたいなとは思っておるんですけど、委員長のほうからもまたいろいろな意味で提言していただければよろしいかなと思っております。

鹿熊委員 幾つか、1番の総則の論点の会派の機能、役割について規定すべきではないかということについては、非常に私は賛成であります。自民党、我々会派としては賛成で、しっかりとその機能、役割は規定したほうがいいと思います。

それから、2番目の国等への提言を規定すべきではないかと。やはり、県議会の役割の1つは、当局に物を言うだけでなく、国に対して議会として必要なことを言っていくと。

現に今、委員長が各省庁を回ったりしておられる、あるいは議長が重要項目について知事と一緒に国会議員に説明したり、またそれぞれの会派、我々の会派も国に行って必要なものを言っていますので、この国等への提言は非常に重要なことだなと、そのように思っております。

それと、4番目の開かれた議会を実現する事項の論点の3つ目、正副議長の責務を明確にし、機動的な議会招集をすべきでないかということではありますが、前段の正副議長の責務を明確にするということは必要なことかなと思いますが、それと機動的な議会招集とど

う関係があるのかという点がわからないというか、地方自治法上、議会招集の規定があるわけなので、それに基づいて議会招集が行われるということであると思うんですね。

現在の状況よりもさらに、議長において機動的な議会招集が必要なのかどうか、ちょっとそこがわからないものですから、議会招集とは絡めないほうがいいのではないかというふうに思いました。

それから、3ページ目の上段の議会広報の充実の2つ目、インターネット、SNS、議会広報誌、この議会広報誌については私たちはちょっと疑問といいましょうか、内容において十分なものが盛り込めないのではないかというふうに、議会広報誌の意味が質疑を掲載した広報誌だとするならば、質疑者全員のもの載せるのであれば大量なかさになるでしょうし、それを一部省略しながらとなると、それはどこの点を取り上げて質疑の状況を載せるのかという非常に偏りがちであるなど。

そんなことから、果たしてこれは十分な広報誌と言えるのかどうかという問題があるのではなからうかというふうに思います。

まだあるかもしれませんが、ざっと気がついたところですね。

火爪委員 全体、これまで出てきた意見を網羅して、賛否があるものも含めて全部盛り込んでいただいているので、よくまとめていただいたと思っています。いろいろな意見も、つぶやきも入れるというような立場で入っているのではないかなと思っています。

だから、一つ一つこれはどうするという確認作業にこのまま移っていけるのではないかなというふうに思って報告を伺いました。

鹿熊さんのほうからあえていろいろ、とても具体的なことも含めておっしゃったので、幾つか取っかかりとして申し上げるとすれば、強いて申し上げるとすれば、1ページの2の議会の役割の問題の真ん中の丸の3つ目ですね。定例会の回数・会期のあり方を云々ということで、少数会派への配慮というのは、これはこれでいいんですが、決算特別委員会の議論の充実というのも、後も含めて出てきま

す。

それから、常任委員会での付託議案の審議の充実というのも、常任委員会は後でインターネットの公開のところに出てくるんですが、申し上げたことがあるかもしれませんが、常任委員会での付託案件の議論をする場が不十分なのではないかなというふうに思っておりまして、採決の前日にしか議論の場がないということで、これもありだと思っています。

それから、決算委員会に関連しては、どこまで書くのかわかりませんが、社民党のほうから提案された論点もありますし、書面審査を委員会でできるようになったのは前進だと思います。

ただ、委員会別に分かれた小委員会による書面審査の前に全体の討論の場がありますけど、やっぱり書面審査をした後に全体の審議の場とか討論の場とかがあったらもっといいのになと。知事の出席を求めるか求めないかは私はこだわらないんですけど、やっぱり決算委員会も常任委員会もさらなる審議の充実ということは望みたいなと思っています。

それから、そのページの下から2番目ですけど、議員定数・選挙区云々とあります。これは、法律に規定するというような簡単な記載にするのか、別途条例に記載するみたいな形にするのか、「人口減少時代の自然条件、社会条件を考慮し」という表現にちょっと私は違和感があります。こう書いてしまうと、人口も減っているんだから議員も減らせという印象につながりかねないと。私は定数の削減には異論があるので、ここまで書いてしまうとちょっと抵抗感があるかなと思っています。

それから、2ページの4、開かれた議会のところについては、もう少し情報提供をいただいて勉強したいなと思う項目が幾つかあります。

2つ目の丸の正副議長の立候補制ですけど、これは導入すべきかとも思いますけど、今すぐ導入されたらちょっと大変かなと思って、

全国的な実施状況について調べて、また情報提供を事務局からいただければありがたいかなと思っております。

それから、3ページの先ほど鹿熊委員のほうからお話がありました議会広報誌のこれについても、やっぱりよく議論をする必要があると思っていて、私はできるところから導入すればいいのではないかなと思っております。

これも発言をしたことがあるかもしれませんが、自分が議員としてつくっている議会広報誌のほうが、好きなことを書けるし政務活動費も使えるということで、これがあればいいのではないかというふうに私も思っていた時期がありました。

しかし、私につながっていただいている方以外に、広く他の選挙区も含めて、県議会が何をしているのか、どういう議員がいて、どんな顔をしているのか、どんなことが議決をされたのか、そういうことを、不十分であっても、伝わり切らなくても、議会として伝える努力をするということはやっぱり必要なのではないかなと。関心を持っていただく1つのツールとして、そういうものが必要なのではないかなと思うようになりました。

他の県の広報誌もいろいろ見せていただいて、立派なものから予算を節約したものまで千差万別ありますので、年に1回ではなくて4回の議会ごと、市町村新聞に簡単に質問した顔写真と項目だけ載せていただいておりますが、あれをもう少し詳細に書いたようなもの、それから決まったことぐらひは、条例改正案、県議会で何が決まったかということについても、最近は新聞を読んでいない人も多いですので、伝えるのは有効かなというふうに思っております。

あとは、全体として、積極的に賛成のものも疑問を感じるものも多々ありますけれど、それは一回一回の議論のときに発言ができるというふうに理解しておりますので、このくらいにしておきます。

菅沢委員 非常に各案にわたって、詳細に論点整理がされています。

具体的に。それぞれの項目について意見を述べるところまでは、き

ようは準備が私にはされておられません。持ち帰って、会派で相当議論をする必要があります。

そういうことを申し上げながら、しかし、きょうの段階で、1つは二元代表制という問題についての理解ですね。これは憲法、地方自治法上の1つの原則ですから、その中で、二元制のもとにおける議会の役割は何か、議会としての役割や原則は何かという問題も検討する必要があります。

そこで、その際に大事なものは、二元制のもとでの行政の責任である予算、執行の、決算も含めてですけど、やっぱりその過程に対するチェックと提案ですね。提案もいろいろあるんですけど、そういうような基本的な役割をしっかりと二元制のもとでの議会の役割をしっかりと押さえられないかと。

2つ目は、その中で、議会の運営にもかかわっていきますけれども、自民党の方が会派の位置づけということをおっしゃったのは非常に大きな意味があるかと思えます。

つまり、議会は会派が構成されて、議会の運営の手続はいろいろありますよ、決められた手続はあるんですけど、しかしその中で、会派が構成され、政策や議会運営での会派の主張、かかわり方が基本になっていくわけですね。

したがって、会派の位置づけということをしっかり議論していこう、位置づけていこうということは非常に意味のある御発言だと思いますが、ここは非常に難しいんです。どういうふうにこれを整理していくのか、まとめていくのかはね。これは我々持ち帰っている議論してみたいと思います。つまり、日本の政治は政党政治ですね。国政の議論も。会派というのは、政党、政派との関係も出てくるわけですね。

その際に、私は多数派の責任は非常に大きいと思います。多数派がいかに決まり、規則に基づいて、しかも民主的に、そして少数派を尊重しながら議会運営に当たると。この辺は、こういう切り口、

視点で、富山県議会のあり方、現状をしっかりと整理していく必要があるだろうと思うわけですね。そういうことも含めて、会派の位置づけをするときに、これは非常に意味のある議論になるんじゃないかと、我々もしっかりかんでいきたいと思っています。

次に、2番目の議会の役割にも関係しますけれども、我々はこの議会の二元制に基づく議会活動の過程に、もっと広く深くかかわるような仕組みを考えると。

これも会派を基準にしたものにいろいろかかわってきますけれども、議会の役職のあり方、担い方、発言の機会の保障やあり方、そういうことも含めて、広く深くもっとかかわれるようにね。

私はその中で今考えますのは、予算、そして執行、決算の過程にしっかりかかわるという意味では、決算委員会の、さっき火爪さんがおっしゃったように、書面審査まで全議員がかかわれるというのは大きな前進だったと思いますけれども、それを一層深めて、予算、決算の審議というものをもう少し充実させるというふうに考えております。

さらに、思いつくものですが、ここに書いてございませんが、常任委員会の複数所属、常任委員会の持ち方、半日2時間が基本です。本会議前後というあり方ですね。もう少し審議の機会を増やすということなんかもあっていいんじゃないかなと思ったりしています。

次に、この項目で言いますと5ページ、審議を深める事項というものがありますね。広く深く審議にかかわると同時に、審議を尽くすという点で、さっきからのことと重複する面もありますけれども、ここに書いてあることは非常にいい提案もありますので、非常に参考になるし協議で深めればいいと思いますね。

そういう点で、審議を尽くすという意味では、先ほどの深くかかわるといふことと重複しますけれども。

最後に、これは一番基本的なことになるんでしょうが、2ページの議員の責務・役割の政治倫理でございますけれども、議員倫理の

確立と、政務活動費に見られるような不正とかがあったりして大きな批判もあったわけですが、決まり、規則に基づく正しい執行のあり方、このことも含めて、やはり政治倫理と議員活動の公正というか、そのこともしっかり意識的に規定していくということも大事じゃないでしょうか。

最後にしますけど、もう1つは議会事務局のあり方ですね。1ページにも充実強化ということがございまして、調査活動、事務局の役割はいろいろありますけれども、事務局の機能の強化、独立性も含めて、人員の問題、予算の問題等もあるんじゃないかというふうに思います。

とりあえず、きょうはそんなところで。

渡辺委員長 あと、公明党の吉田さん、何かありますか。

吉田委員 特に今のところありません。

渡辺委員長 杉本委員、先ほど結構おっしゃいましたが、何か。

杉本委員 感想みたいなことはあるんだけど、発言するまでもうちょっと研究させてください。また次回発言します。

渡辺委員長 笠井委員。

笠井委員 本当、ざっくりと一遍にこれ、出すって。

渡辺委員長 大項目の論点整理のほうで何かあれば。

笠井委員 整理してやっていきたいと思っています。

渡辺委員長 海老委員。

海老委員 私もちょうと、他議会さんのものを見させていただきながら、また自分なりに温めてきます。ありがとうございます。

渡辺委員長 あと、自民党さんで何かございますでしょうか。

鹿熊委員 ちょっと1点、先ほどのことに補足しますが、会派を重視するという意味は、主として、それぞれの会派がしっかりと機能せよと。そのことによってこそ、議会がしっかりと機能を発揮できると。例えばしっかりと民意を吸収するとか、あるいはまた政策を形成するとか、あるいは条例等の素案をつくっていくとか、そういっ

たことにおいて、それぞれの会派がしっかりと責任を果たしていく
ということを確認にすることが、ひいては議会の権能の向上につな
がると。そういう観点で会派重視というふうに申し上げたわけなの
で、ぜひひとつ。そういう意味です。

渡辺委員長 わかりました。

火爪委員 すみません、もうちょっと説明。各会派が責任を持ちなさいとはどういう意味ですか。

鹿熊委員 各会派がしっかりと頑張ることが大事だよと、こういう意味です。

火爪委員 会派はちゃんと勉強しなさいと。

鹿熊委員 いや、しなさいというより、しましよと。

それが議会の権能の向上といいましょうか機能のアップにつながると。そういう観点です。

あとはだから、自分の責任で、一応ここだけ言っておかないと。

菅沢委員 今の御発言は私はもっともだと思います。会派として、県政政策というか、これを調査研究して中身を深める。そこに、県民との関係において充実させていくという、それはもう当然のことです。あります、会派として。

ただ、今日問題になっておるのは、その辺は、あそこがやっとなん、ここがやっとなんということにはならぬので、我々もきょう午前2時間も、県議会の今議事を振り返っての総括と論点整理をやっておったわけで、その中から調査項目として高校再編問題なんかを重点的に、したがって、今度4日間にわたる県の公開討論にも積極的に参加していく、県外視察もやろうということなんですよね。これは我々別に自慢しているんじゃないです。

しかし、会派問題の論点整理の際に大事なものは、議会運営との関係で私は会派の問題が出てくるんだらうというふうに問題意識としては持ちます。

そういう意味では、自民党の皆さんもそこは思い切って、そうい

うこともあるということをやっぱり受けとめるべきだと私は思いますね。

政策について深めるのと、私は最近、きょうも5人で一緒に話しておって、自民党の皆さんはよく勉強会をやってね、いやぁ、もう大したもんだと。見習わんならんと。30人もおって、人材も豊富で、施策に当たる専門的な人たちもおったりして、うらやましい限りでね。我が会派は5人ぐらいで、人数よりも中身の点でも質の点でも自民党さんは大変なもんだと話をしておったんで、だから、会派のことを論ずるときはそういうことも非常に大事です。我々も勉強していかなければなりません。しかし同時に、議会運営との関係でも会派というもののあり方が、私はものすごく大事だと思っていまして。

澤谷委員 議決事件の追加と、これは二元代表制の根源にかかわる私は問題だと思っております。例えばここに県立高校の再編について、この案件でもいろんな検討会が開かれておりますが、当局から、統廃合を進めるということについて、議会が議決案件でそれで終わるんですね。だから、この案件に関しては、例えば高額とか重大な県有財産、こんなのは簡単な問題なので、何億円以上の契約は議決するという形ですんなり通るんですが、こういう微妙な県政全体にかかわる根源的な問題を議決案件として取り入れた場合は、当局はこれからやる気をなくすのではなからうかなと。言っても、議決案件だから否決されればそれで終わりだと。

だから、この二元代表制の意味の根本は、誰がどれだけの権限を持って評決に当たるか、あるいは議決案件として上程するか。これがやっぱり皆さんで少ししっかりと積み上げていていただきたいなと。特に自民党さんの意向を出していただければと思っているんです。私、これが一番大きな問題だと思っている。

知事の権限をむしることになりますから。提案理由説明で出してきたでも。だめだと、そういうような形の縛りは当然出てくるので、

その辺のところも柔軟にまた知恵を出していただければと思っております。

以上です。

渡辺委員長 ほかにございますか。

それでは、きょうは第1回目の論点整理ということで、各項目について本当にいろいろな御意見もいただきました。また、次回にというお話もございました。

それでは、各会派の考え方や、それぞれの立場もわかりました。

きょう出ました御意見を事務局でまとめまして、後日、各委員へ配付をさせていただきます。その上で、きょう出ました論点ごとに議論を少し深めていきたいと思っております。

また、本日の議論の中で各委員から提起のあったことについては、これも事務局について調査をさせていただきます。

さらに、本日議論があったことにつきましては、去る6月15日の各会派代表者会議で決定されましたとおり、私のほうから報道機関にリリースしたいと思っておりますので、御一任をお願いいたします。

同じく、代表者会議で決定された会議録の公表については、おおむね1週間後を目途に、議会のホームページ等に公表する予定にいたしております。

また、本日の資料は委員限りとし、取り扱いには十分注意をしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

火爪委員 いいですか。

渡辺委員長 はい、どうぞ。

火爪委員 これは配ってはいけないということですね。

渡辺委員長 ええ。

火爪委員 その確認が1つ。

もう1つ、資料1でお示しいただいた今後のスケジュールなんですけど、どんなふうにこの検討を進めていくのかという、次回は何をするのかとか次は何をするのかというイメージが少数会派にはなかなか伝わっていない、難しいんだと思うんですけど。

次の会議はどんな意見をまとめてくればいいのかということ共有するのって結構大変なので、次回どんな検討の進め方をするのかということできるだけ前の会議でイメージできるようにお示しいただきたい。準備しやすいのかなと。

渡辺委員長 その辺も、きょういろんな御意見もいただきましたので、事務局のほうで精査しまして、できる限り方向づけのイメージといいますか論点等も整理をしていきたいなと思っております。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、以上で予定しておりました議題の協議は終わりました。

ほかに何か御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、これをもって第1回議会基本条例制定検討会議を閉会といたします。

ありがとうございました。